

適用事業所

事業主各位

健保通達06-11-66

文化シャッター健康保険組合

「健康保険証の廃止に伴う対応について」

平素は健康保険組合の事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、法改正により現行の健康保険証は令和6年12月2日より廃止され、新規発行及び再交付を終了いたします。

医療機関等を受診する際は、原則、「保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード」(以下、マイナ保険証)での受診をお願い致します。(移行措置として発行済の保険証は2025(令和7)年12月1日迄使用出来ます。)

つきましては、12月2日以降の対応につきまして下記の通りご連絡いたしますので、ご確認のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1.「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付開始

2024(令和6)年12月2日以降の新規加入者につきましては、下記のいずれかを交付致します。

① 「資格確認書」(はがきサイズ、有効期間5年(2029(令和11)年12月1日まで有効)

“マイナ保険証未保有者”に交付

※「マイナンバーカードを持っていない人」、「マイナンバーカードを持っていても保険証の利用登録をしていない人」が、「マイナ保険証未保有者」です。

② 「資格情報のお知らせ (A4サイズ、カード型に切り取り可)」

“マイナ保険証 保有者”に交付

※「保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを持っている人」が、「マイナ保険証 保有者」です。

※新規加入者には上記①②に同封して「医療費通知閲覧」「被扶養者資格調査」に必要な「KOSMO WEB」の「仮ID・仮パスワード」を送付致します。必ず KOSMO WEB に登録をお願い致します。

【注意1】上記①②の交付にはオンラインシステムで情報確認を行う必要があるため、届出受付から交付まで最短で5営業日以上かかります。届出は遅延なきようお願い致します。

【注意2】「資格確認書」は現行保険証と同じ扱いになりますので、退職時や扶養から外れる時は必ずご返却をお願い致します。(資格情報のお知らせは返却の必要はありません。)

【注意3】資格取得日が12月1日以前でも、受付が12月2日以降の場合、健康保険証は交付出来ません。

2.医療機関等の受診について 【2024(令和6)年12月2日～2025(令和7)年12月1日】

下記①または②をご使用下さい。

① 「マイナ保険証」

② 「現在お持ちの健康保険証」 (2025(令和7)年12月1日まで使用可)

※お早めにお手元のマイナンバーカードに保険証の利用登録を行って下さい。)

※保険証の利用登録につきましては下記厚生労働省のホームページをご参照下さい。

[マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\) | 厚生労働省](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

3.医療機関等の受診について 【2025(令和7)年12月2日以降】

下記①②③をご使用下さい。

① 「マイナ保険証」

② 「マイナ保険証」をお持ちでない場合 ; 「資格確認書」 ※4.参照

③ 「マイナンバーカードリーダー」の設置がない医療機関を受診する場合 ;

◆マイナ保険証 保有者; 「マイナンバーカード」+「資格情報のお知らせ」

※資格情報のお知らせは令和6年8月19日に会社様宛に送付済です。(※5.参照)

◆マイナ保険証未保有者; 「資格確認書」 ※4.参照

4.「資格確認書」の交付について(はがきサイズ、有効期間5年(2029(令和11)年12月1日まで有効)

「2024(令和6)年12月1日までに当健康保険組合に加入済の方」で「マイナ保険証未保有者」に交付いたします。発送時期は未定です。

※発送時期が決まりましたらご連絡致します。

5.「資格情報のお知らせ」について【2024(令和6)年7月28日～12月1日にご加入の方】

2024(令和6)年7月27日現在の加入者の皆様には「資格情報のお知らせと個人番号確認のお願い」を8月19日に会社様経由で送付しております。

2024(令和6)年7月28日～12月1日にご加入の方につきましては、12月2日以降に準備が出来次第送付いたします。

6.「資格確認書」紛失時再発行について

①「資格確認書」

「滅失届」及び「再交付申請書」をご送付下さい。(用紙は健康保険組合のホームページに掲載します。)

※資格情報のお知らせの再発行が必要な場合は健康保険組合までお問い合わせ下さい。

7.「資格確認書」の有効期限後(2029(令和11)年12月2日以降の対応について

現段階で未定です。

8.発行済みの健康保険証について

加入者分につきましては回収致しません。2025(令和7)年12月1日までは使用出来ます。

ただし、退職時や扶養から外れる場合は必ずご返却をお願い致します。

9.お問い合わせについて

本通達について、健康保険組合への直接のお問い合わせはご遠慮下さい。

ご不明点がございましたら、ご勤務先の人事ご担当者様経由でお問い合わせ下さいませようお願い致します。

適用事業所 ご担当者様

お手数ですが、社員の皆様からご質問がありましたらお取り纏めいただき、

“メール”にて健康保険組合 吉田までお問い合わせをお願い致します。

10.その他

本通達の内容につきましては、政府方針によって変更になる可能性がありますので予めご了承下さい。

以上